

公職選挙法 Q&A

Answer

公職選挙法や政治資金規正法等の改正に関する注意点についてご説明致します。

Q 従来満20歳以上だった選挙権が、満18歳以上に引き下げられ、同様に選挙運動も満18歳以上の者に引き下げられたそうですが、どんなことに注意したらよいでしょう。

平成27年6月に「公職選挙法等の一部を改正する法律」が成立し、選挙権年齢が満20歳から満18歳に引き下げられました。そして平成28年6月19日に施行されることになり、その後に実施される参議院通常選挙(平成28年7月10日)から適用されることになります。又衆参同日選挙となった場合は、衆議院の選挙についても適用されることになる訳です。

また、政治資金規正法に抵触する可能性がある選挙運動に関しても同様、満18歳迄引き下げられたので、運動員として活動することができるのですが、満18歳未満の者が選挙運動をすることや、させることは禁止されており、万一違反した場合には罰則や罰金を科されることになるので充分に注意が必要となります。

たとえば、高校3年生の中には満18歳以上の者と18歳未満の者がいるので、年齢の確認を公的な証明書(免許証やパスポート・学生証等)で実施しておくことが必要となってくるでしょう。

しかし例外として、選挙運動のための労務者として届け出て、労務に従事させるには、満18歳未満の者でも可能なのです。たとえば公営掲示板の定められた箇所に、法定ポスターを貼ること等のような機械的労務に限られることに注意が必要です。

つまり参議院の比例代表選出議員(いわゆる比例区です)については、公営掲示板がありません。そこで18歳未満の労務者にポスターだけを渡し、壇の所有者と交渉して、貼付の了承を得て貼付場所を確保した上ポスターを貼ることを依頼することは、機械的労務には当たらないとし選挙違反になるので慎重な対応が必要です。

